

現にオオクチバスに係る第 5 種共同漁業権が設定されている内水面の取扱いについて

根拠規定	省令第 9 条第 1 項	省令第 9 条第 2 項	
目的	特定飼養等施設の基準	許可条件	取扱方法
生業の維持(第 5 種共同漁業権に係る場合)	<ul style="list-style-type: none"> 第 5 種共同漁業権が設定された湖であって、当該湖外の水系と接続する水路(流出水路に限る。)との接続部に、飼養等をする特定外来生物が容易に逸出できない構造の網が三重に施してあること。ただし、当該水路又は当該湖と当該水路の接続部に網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養等の許可の有効期間を三年間とすること(第 5 種共同漁業権が設定されている間に限る。) 第五種共同漁業権に係る湖に新たに特定外来生物を収容する場合は、特定外来生物の数量並びに当該特定外来生物が譲渡し等に係る場合にあっては相手方の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。)及び飼養等の許可番号を、当該収容があった日から 30 日以内に主務大臣に届け出ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定飼養等施設の周囲に、許可を受けていることを明らかにするために許可者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び許可番号を付した標識を、外部の者が容易に知り得る場所に掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び当該掲出状況を示した図面を許可を受けた日から 30 日以内に主務大臣に提出すること。 規則第四条第一項第五号ロに掲げる事項を遵守すること。 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定外来生物を第五種共同漁業権に係る特定飼養等施設に新たに収容する場合であって、一時的に当該特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合は、この限りでない。 特定飼養等施設からの持出しを防ぐとともに、許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を行うため、巡視等の監視体制を整備し、かつ、当該監視の状況を台帳に記録して、これを 3 年間保存すること。 特定飼養等施設内に飼養等その他の取扱いが制限されている特定外来生物が存する旨を示した標識を外部の者が容易に知り得る場所に掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び当該掲出状況を示した図面を、許可を受けた日から 30 日以内に主務大臣に提出すること。 洪水時等不測の事態で特定飼養等施設内の特定外来生物が逸出した際に、当該逸出した特定外来生物を回収する体制の整備をするとともに、当該体制の整備状況を許可を受けた日から 30 日以内に主務大臣に報告すること。 前号に掲げる事態で特定飼養等施設内の特定外来生物が逸出した際には、当該逸出した特定外来生物の回収状況について、当該逸出の事実の発生を知った日から 30 日以内に、主務大臣に報告すること。